⑷　工事内容　構造物撤去工　根固ブロック撤去　16個、基礎工　基礎捨石　約17,500㎥、捨石本均し　約1,500㎡、捨石荒均し　約2,800㎡、敷布敷設　約4,300㎡、アスファルトマット敷設　10枚、本体工　ケーソン据付　２函（3,784ｔ／函）、被覆・根固工　被覆石　約2,100㎥、被覆均し　約1,200㎡、被覆ブロック据付　500個（ビーハイブ12型）、根固ブロック製作　５個（26.0ｔ／個）、根固ブロック据付・仮置　46個(26.0ｔ～52.9ｔ／個)、上部工　上部コンクリート　約2,700㎥、消波工　消波ブロック据付　162個（六脚ブロック80ｔ型）

⑸　工期　平成29年３月24日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)

⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒁　本工事は、当該工事に係る予算事務手続きが整った場合についてのみ、落札決定以降の手続きを行うことを条件とする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。)

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。)

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成12年度以降に元請けとして、防波堤における1,500ｔ／函以上のケーソン据付工事の施工実績を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、防波堤、岸壁又は護岸におけるケーソン据付工事の施工実績を有する者であること。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成12年度以降に元請けとして、防波堤における1,500ｔ／函以上のケーソン据付工事の施工実績を有する者であること。

さらに、他の構成員は、平成12年度以降に元請けとして、防波堤、岸壁又は護岸におけるケーソン据付工事の施工実績を有する者であること。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成12年度以降に元請けとして、防波堤における500ｔ／函以上のケーソン据付工事の施工経験を有する者であること。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、防波堤、岸壁又は護岸におけるケーソン据付工事の施工経験を有する者であること。

④　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成12年度以降に元請けとして、防波堤における500ｔ／函以上のケーソン据付工事の施工経験を有する者であること。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された施工計画（標準案又は技術提案）が適正であること。